

## 令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金Q&A

Q1 この助成制度は国、県、市町村その他公共団体及び公共的団体等の助成制度との併用は可能か。

A1 本事業については、他の助成事業との併用はできません。

Q2 岩手県外の旅行会社も対象となるか。

A2 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている事業者の場合、県内外問わず対象です。

- ・ 旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）
- ・ 旅行者代理業を営む者

（参考）登録の種類

種別	業務範囲					登録要件		登録行政庁 (申請先)
	企画旅行				手配旅行	基準資産	旅行業務取扱管理者の選任	
	募集型		受注型					
	海外	国内						
旅行者	第1種	○	○	○	○	30,000千円	必要	観光庁
	第2種	×	○	○	○	7,000千円	必要	都道府県
	第3種	×	△ (隣接市町村等)	○	○	3,000千円	必要	都道府県
	地域限定	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	1,000千円	必要	都道府県
旅行者代理業	旅行者から委託された業務					—	必要	都道府県

Q3 支店ごとに申請することは可能か。

A3 支店ごとの申請はできません。必ず事業者単位で申請してください。

Q4 この事業の対象は募集型企画旅行のみか。

A4 募集型企画旅行のみ対象です。受注型企画旅行及び手配旅行は対象外です。

Q5 事業期間はいつからいつまでのものが対象か。

A5 助成金交付決定の日から令和6年3月31日（日）までです。

助成金交付決定前の事業着手（助成金を見込んだ旅行代金の割引を行う等）は行わないでください。

Q6 催行期間は、令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める期間にかかっているか。

A6 助成対象となる商品の催行期間は、催行するすべての期間が令和6年1月1日（月）から令和6年3月31日（日）までに催行される商品です（宿泊を伴う旅行の場合は、令和6年3月30日（土）宿泊分まで）。

助成対象となる商品の催行期間については、次の例を参考としてください。

- （例） 令和6年1月3日（水）～令和6年1月5日（金） 対象  
 令和5年12月31日（日）～令和6年1月2日（火） 対象外  
 令和6年3月31日（日）～令和6年4月1日（月） 対象外

Q7 観光施設や観光スポットとは具体的には何を指すものか。

A7 県、市町村、観光協会、DMOの観光施設やアクティビティ、イベントを指します。

詳しくは、県、市町村、観光協会、DMOのホームページやパンフレットを参考としてください。

Q8 行程は、全て岩手県内で完結する必要があるか。

A8 県外発着でも可ですが、岩手県内の観光施設や観光スポットに立ち寄り、冬季の体験プログラムやアクティビティ、イベントなどのコンテンツを含んだ行程にする必要があります。

ただし、「旅行参加者の岩手県外から岩手県内まで」及び「岩手県内から岩手県外まで」の移動に係る交通費は対象になりませんのでご注意ください。

Q9 ホテル等への日帰り入浴は、観光地への立ち寄りと同みなすことができるか。

A9 日帰り入浴等の温泉への立ち寄り対象ですが、公衆浴場は対象外です。

Q10 事務局が指定したアンケートはいつ配られるのか。

A10 交付決定の通知（令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱第8の2）の際に、送付します。

Q11 旅行商品の催行に要する経費のうち、岩手県内の周遊に要する経費では、タクシーやレンタカーの利用代を含んでも良いか。

A11 岩手県内を周遊するための移動に要する交通費であれば、タクシーやレンタカーの利用代も含まれます。

Q12 助成金は全額を旅行者に還元しなければならないのですか。

A12 旅行会社等による岩手県を対象とした旅行商品造成及び催行する事業に対しての助成のため、旅行者に還元することは求めています。

Q13 別表にある、「その他会長が必要と定める書類」とは具体的に何を指すものか。

A13 事業者から提出された書類の内容に疑義等が生じた場合において、会長が追加の書類が必要であると判断した場合に、個別に書類の提出を求めるものです。

Q14 複数の商品を造成する場合、まとめて申請する必要があるのか。

A14 助成金の公募期間内であれば、分割して申請することも可能です。

ただし、1事業者あたりの助成金上限額50万円を超える申請はできません。

Q15 1事業者当たり500,000円が上限であることについて、詳細を教えてください。

A15 上限に達するまで、1つの事業者において複数の旅行商品の申請が可能ですが、上限額に達すると、旅行商品によっては要件をすべて満たしていても、満額の助成は受けられないこととなります。

(例) A～Cの商品造成をした事業者

	助成対象額	助成額
A 100万、20人	100,000円	100,000円
B 100万、20人 (県北地域に宿泊)	200,000円	200,000円
C 200万、40人 (沿岸地域に宿泊)	400,000円	200,000円
助成金(合計)	700,000円	500,000円

上限に達したため、対象の400,000円のうち、200,000円を支給する。

- Q16 旅行商品の催行後、計画した送客人数を満たしていない場合や、加算要件を満たしていない場合はどうなるか。
- A16 要綱第9に基づいて、事前に変更申請を行ってください。  
催行実績をもって交付金を支給します。
- Q17 申請書や実績報告書の書き方が分かりません。
- A17 提出前に記載内容に間違いがないかメールで確認することも可能ですので、ご希望の場合は事務局までお問い合わせください。
- Q18 実績報告書に添付する「旅行商品の行程、広告内容、送客実績がわかる書類」はどのような書類を添付すれば良いか。
- A18 旅行内容がわかる行程表、宿泊を伴う商品にあたっては宿泊施設の押印がある宿泊証明書、募集に際してのパフレットやインターネットへ掲載した際の写し、送客人数が把握できる当日の参加者名簿。  
添付されていない場合は、実績報告の書類として認められませんので、当該商品分は、交付の対象となりません。
- Q19 申請時の注意点を教えてください。
- A19 先着順に審査のうえ、助成事業を決定するため、助成を希望する場合は早めに申請してください。
- Q20 精算手続きの注意点を教えてください。
- A20 旅行商品の行程、広告内容、送客実績がわかる書類が不足している場合は、追加の書類提出を求めることとなり、審査に時間を要するため、書類提出前にご自身で確認の徹底をお願いします。